

鳥取県文化芸術活動支援補助金に関する留意事項

1 事業実施準備

補助金の交付決定後に作成・配布する広報物等（ポスター、チラシ、会場看板等）には、「鳥取県文化芸術活動支援補助金助成事業」の文字を記載してください。

刊行物については、本補助金を財源として実施していることを明記してください。

2 事業計画に変更のある場合

事業計画に変更が生じる場合は、あらかじめ変更承認申請をしていただき承認を得る必要があります。必ず事業実施前に変更の続きを行ってください。事業実施後に申し出られた場合、変更部分について補助対象と認められない場合があります。

変更の手続きについては、その都度、担当にお尋ねください。

3 事業実施

実施計画書に基づき事業を実施してください。

4 事業完了の時期

事業完了は、事業実施後支払が全て終了しているか、支払が全て終わり成果物が納入された時点となります。

5 実績報告書の提出

事業完了後30日以内に提出してください。

なお、事業実施が年度末となる場合は、翌年度の4月20日までに提出してください。

[提出書類]

- ① 鳥取県文化芸術活動支援補助金実績報告書
- ② 鳥取県文化芸術活動支援補助金補助事業実施報告書（様式第1号）
- ③ 鳥取県文化芸術活動支援補助金収支決算書（様式第2号）
- ④ 領収書等証拠書類
- ⑤ 実施状況を示す写真、ポスター、チラシ、プログラム、広告掲載の写し、新聞記事等（刊行物発刊支援事業にあっては、当該刊行物1冊）
- ⑥ 口座振込依頼書（精算払の場合）
- ⑦ 委任状（⑥を提出する場合で口座名義と補助事業者と異なる場合）

※様式は当課ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/bungeihojokin/>

6 額の確定と補助金の支払い

提出された実績報告書及び領収書等証拠書類を審査し、補助金額を確定の上、通知を行うとともに、精算払の場合は指定された口座に振り込みます。

なお、代表者以外の名義の口座への振り込みを希望される場合には、委任状を提出してください。

7 問合せ・連絡先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県 地域振興部 文化政策課 文化芸術担当

電話：0857-26-7134 ファクシミリ：0857-26-8108

電子メール：bunsei@pref.tottori.lg.jp

※ 不明な点、様式等のファイルが必要な場合等、お問い合わせください。